

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 5 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書)

1 基本情報<共通>

フリガナ	エヌピーオーホウジンアクトネリマタスケアイワーカーズエプロン		
法人名	NPO法人アクト練馬たすけあいワーカーズエプロン		
法人所在地	〒	177-0041	
	東京都練馬区石神井町8-53-24		
フリガナ	ショウジ トモコ		
書類作成担当者	東海林 智子		
連絡先	電話番号	03-6915-9315	E-mail
			actepu@oak.ocn.ne.jp

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

<input checked="" type="radio"/> 福祉・介護職員処遇改善加算 <small>(処遇改善加算)</small>	<input checked="" type="radio"/> 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 <small>(特定加算)</small>	<input checked="" type="radio"/> 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 <small>(ベースアップ等加算)</small>
---	--	--

2 賃金改善計画について<共通>

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

- I 【処遇改善加算】**福祉・介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること

II 【特定加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること

III 【ベースアップ等加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること

IV 【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1) 加算額を上回る賃金改善について(全体)

取得予定の加算の合計		
① 令和 5 年度の加算の見込額		3,226,980 円
② 賃金改善の見込額 (右側の額は加算見込額を上回ること)		3,390,000 円

(2) 加算額を上回る賃金改善について(内訳)

	処遇改善加算	要件 I	特定加算	要件 II	ベースアップ等加算	要件 III
① 令和 5 年度の加算の見込額	2,268,156 円	○	581,124 円	○	377,700 円	○
② 賃金改善の見込額(i - ii) (右側の額は加算見込額を上回ること)	(a) 2,380,000 円		(b) 610,000 円		(c) 400,000 円	

【記入上の注意】

- ・ (a)には、処遇改善加算の算定により実施される福祉・介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・ (b)には、特定加算の算定により実施される福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・ (c)には、本計画書5(1)に記入した福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- ・ (a)~(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

空欄の場合、先に本シート5(1)「ベースアップ等加算の配分要件」を記入してください。

(3) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

- ・ 上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを右欄へのチェック(✓)により誓約すること。

処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。

← ○ 要件IV

! 要件IVが×の場合、チェックボックスにチェック(✓)が入っていません。

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。

ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ること等算定要件を満たすこととする。

※該当する場合、プルダウンで「はい、届け出ます」を選択し、様式5を入力↓

上記ただし書きを確認し、賃金がかかることについて、その事情を別紙様式5「特別な事情による届出書」により届け出ますか いいえ、届け出ません

3 福祉・介護職員処遇改善加算の要件について

(1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

① 処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)	2,380,000 円
② 賃金改善実施期間	令和 5 年 6 月 ~ 令和 6 年 5 月 (12 か月)
賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他()
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) ※その他チェックの場合()内に入力 <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他()
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。 ※その他チェックの場合()内に入力
	・介護職員の基本給の引き上げ(引き上げ幅は資格、経験を考慮して決定) 基本給 常勤月給 16,800円~18,100円増額 非常勤訪問介護員時給 189円増額 資格・経験に応じて時給10円~60円増額 手当 常勤手当 30,000円~45,000円 増額 非常勤訪問介護員 移動手当 1回につき55円増額 上記の額には、平成24年4月から処遇改善加算を取得しており、より上位の区分の加算を取得した際に増額した分を含む。
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 24 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

(2) キャリアパス要件

↓
ドロップダウンリストから、「令和」又は「平成」を選択できます

- ・ 次の要件について **該当する場合チェック(✓)**し、**必要事項を具体的に記載**すること。
加算Ⅲの事業所のみの場合もキャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすこと。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当
イ 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。		
ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。		
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当
イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。		
イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input type="checkbox"/> ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること	
	<input checked="" type="checkbox"/> ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること ・管理者が必要と認めた資格取得のための費用を補助する。	
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰの場合は必ず「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当
イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。		
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	
	<input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。	
	<input type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の要件について

(1) 特定加算のグループごとの配分要件

・ 4(1)では以下の要件を確認しており、**オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。**

- V 経験・技能のある障害福祉人材(A)の特定加算による平均賃金改善額が、他の障害福祉人材(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)
(ただし、障害福祉人材間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。
⇒4(2)に記入)
- VI 他の障害福祉人材(B)の特定加算による平均賃金改善額が、その他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)
(ただし、その他の職種(C)の平均賃金が他の障害福祉人材(B)の平均賃金を上回らない場合はこの限りではない)
- VII 特定加算による賃金改善の対象とする**その他の職種(C)の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと**
- VIII (A)の職員のうち、**特定加算を申請する事業所数につき1人以上、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上**であること

①特定加算による賃金改善の見込額(再掲)	610,000 円		
②特定加算による平均賃金改善額	経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)
(ア)特定加算による賃金改善を実施する範囲 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(✓)すること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(イ)一月当たりの常勤換算職員数(見込数)	2.7 人	0.3 人	1.7 人
(ウ)特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率	3.0 :	2.0 :	1.0
(エ)要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	14,663 円	9,776 円	4,888 円
(オ)配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)	(475,096 円)	(35,192 円)	(99,712 円)
(カ)BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入			
(キ)特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金の見込額(年額)		1,995,000 円	
(ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数		0 人	
(ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数		1 か所	
(コ)「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由			
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()			

※(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 6 月 ~ 令和 6 年 5 月 (12 か月)
経験・技能のある障害福祉人材(A)の考え方	介護福祉士の資格を取得し、1年以上勤務実績のある常勤・非常勤訪問介護員。10年以上勤務する介護福祉士が少ないこと、10年未満の介護福祉士の方が実働時間数が多いことから10年未満を対象とする。
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) ※その他チェックの場合 () 内に入力 <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載。 一時金として年度末給与とともに支給する。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 3 年 3 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

(3) 見える化要件について

↓
トップダウンリストから、「令和」又は「平成」を選択できます

・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 <input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 <input type="checkbox"/> その他()

※その他チェックの場合 () 内に入力

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1) ベースアップ等加算の配分要件

・ 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

IX 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(再掲)		400,000 円		
②ベースアップ等による賃金改善の見込額				
福祉・介護職員	i) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	283,000 円		
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括弧内は月額)	283,000 円	(100.00) %	←  要件区
		(23,583 円)	※下の5(2)賃金改善実施期間を	
その他の職種の	ii) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	117,000 円		
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括弧内は月額)	117,000 円	(100.00) %	←  要件区
		(9,750 円)	※下の5(2)賃金改善実施期間を	

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 5 月 ~ 令和 6 年 4 月 (12 か月)			
賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等(必ず選択)	<input type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)
	上記以外(必ず選択)	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) ※その他チェックの場合()内に入力			
	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()			
(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。 ※その他チェックの場合()内に入力				
<ul style="list-style-type: none"> ベースアップ等支援加算手当の新設(引上げ幅は勤務時間数、職種等を考慮して各人ごとに決定) ベースアップ等支援加算手当の額を次の通りとする。 福祉・介護職員 月額 55円 ~ 5000円 その他の職員 月額 55円 ~ 4000円 ベースアップ等支援加算手当による収入が当該手当の支給額を上回る場合、既存の賞与の引上げによって職員に支給する。(支給額は勤務時間数に応じて、全員に支給するので未定) 				
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。				
(上記取組の開始時期)	令和	4 年	10 月	(<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

ド롭ダウンリストから、「令和」又は「平成」を選択できます

6 職場環境等要件について〈処遇改善加算・特定加算〉

【処遇改善加算】

・ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。**全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。**(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

【特定加算】

・ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず**全て**にチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの構成」の**6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと。**なお、処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。
 ※ 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中の実施が困難と見込まれる場合は、当該理由を明記することで、例外的に要件を充たしているものとして差し支えない。なお、その場合であっても、できる限り実施に努めることとする。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入
	<input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員が正規職員への転換の制度等の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 福祉・介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの構成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input checked="" type="checkbox"/> 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
合理的な理由により期間中の実施が困難な場合 <small>※ 上記のうち、前年度に取組実績がある項目にチェック(✓)すること。</small>	
理由:	

7 要件を満たすことの確認・証明〈共通〉

・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 5 年 4 月 13 日 法人名 NPO法人アクト練馬たすけあいワーカーズエプロン
 代表者 職名 理事長 氏名 伊藤 裕重

(確認用) 提出前のチェックリスト

・以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について<共通>	
処遇改善加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	○
(2) 特定加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	○
ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	○
(3) 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること	○

3 処遇改善加算の要件について	
(1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	○
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅰを満たしていること	○
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅱを満たしていること	○
(2) 具体的な取組内容が記入・選択されていること	○
処遇改善加算Ⅰを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅲを満たしていること	○
具体的な仕組みの内容が選択されていること	○

4 特定加算の要件について	
法人で設定したA:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること	○
法人で設定したB:Cの配分比率が要件(B≥2C)を満たしていること	○
(1) 「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること	○
特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと	○
Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること	○
(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	○
「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること	○
(3) 見える化要件について、実施する周知方法が選択されていること	○

5 ベースアップ等加算の要件について	
(1) 介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	○
その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	○
(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	○

6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>	
処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること	○
特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること	○

7 要件を満たすことの確認・証明<共通>	
必要な項目が全て選択されていること	○

下記の注意事項ゾーン↓を確認しながら作成してください。
 ※紙で印刷したい場合は、A列からAK列までを「印刷範囲の設定」で選択してください。

【凡例】(本シート及び各様式)
 以下の分類に従い、色付きセルに必要な事項を入力してください。

- 各加算の算定に共通して必要な情報 入力セル
- 処遇改善加算の算定に必要な情報 入力セル
- 特定加算の取得に必要な情報 入力セル
- ベースアップ等加算の取得に必要な情報 入力セル

本様式2-1は、最後に作成してください。
 本様式2-1を完成させるには、「基本情報入力シート」「様式2-2」「様式2-3」「様式2-4」から転記される情報が必要です。まずは上記ワークシートを完成させてください。

加算の取得予定について「○」または「×」を選択してください。
 ※この欄が選択されていないと、各要件の○×の自動判定が機能しないため、必ず選択してください。

加算取得の要件(各加算共通事項)

！要件Ⅰ～Ⅲが×の場合、②賃金改善の見込額が①加算の見込額を上回っていません。

加算の見込額は、先に他シートを入力すると自動的に入力されます。

●「様式2-1」に記載する各加算による賃金改善の見込額について

具体的な算出方法は問いませんが、各職員に対して各加算を原資として行う予定の賃金改善額を積み上げる(足し上げる)などの適切な方法により推計してください。【※下の算出イメージ参照】
 事業所ごとの内訳ではなく、本計画書で一括して届出を行う事業所全体の金額を記入してください。
 また、実績報告において、「賃金額」を記入する欄には、基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。)を含む金額を記入してください。

各加算による賃金改善額の算出イメージ	👤	👤	👤	
賃金総額 <small>※賞与込み</small>	32万円	26万円	40万円	
うち処遇改善による賃金改善	6万円 <small>(基本給3万円、手当3万円)</small>	3万円 <small>(基本給2万円、手当1万円)</small>	-	➡ 計9万円
うち特定加算による賃金改善	4万円 <small>(手当3万円、賞与1万円)</small>	2万円 <small>(手当1万円、賞与1万円)</small>	1万円 <small>(賞与1万円)</small>	➡ 計7万円
うちベア加算による賃金改善	1万円 <small>(基本給7千円、賞与3千円)</small>	-	1万円 <small>(基本給7千円、賞与3千円)</small>	➡ 計2万円

例えば、法人で処遇改善加算を配分するために設定した手当(「処遇改善手当」等)の水準を引き上げたとしても、手当の引上げ幅以上に基本給やその他の手当を引き下げること、全体として職員の賃金水準を引き下げている場合、処遇改善加算の要件を満たしたことはありません。

加算取得の要件(特定処遇)

←空欄の場合、先に本シート2(2)②「加算額を上回る賃金改善について(内訳)」を記入してください。

!この欄が×の場合、「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が不適切です。

←直近月の人数や、直近年の人数を12で割るなどの適切な方法で推計してください。

推計に際しては、事業の拡大・縮小等による職員数の増減見込みなどを反映することも可

!要件Ⅴが×の場合、A:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていません。

!要件Ⅵが×の場合、B:Cの配分比率が要件(B≥2C)を満たしていません。

←下の4(2)賃金改善実施期間を入力すると、自動的に入力されます。

[重要](工)の金額は、賃金改善期間における特定加算を原資とする賃金改善額の目安となります。

各グループの賃金改善額の平均が(工)の金額になるように特定加算の配分金額を設定することで、

特定加算の配分ルールを満たしながら賃金改善を行うことができます。

←(C)の平均賃金が(B)の平均賃金を上回らない場合のみ、(ウ)でB≥2Cを満たさない配分が可能です。

B≥2Cを満たさない場合は、この欄で両グループの「平均賃金」の見込額を記入してください(「賃金改善額」の平均ではありません)。

!要件Ⅶが×の場合、(C)の職員のうち改善後の賃金が最も高額となる者の賃金が440万円を超えています。

←(ク)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所全体の人数を記入してください。

←(ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数を記入してください。(ケ)≤(ク)

!要件Ⅷが×の場合、(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が加算を取得した事業所の数を下回っており、「設定できない事業所があった場合その理由」欄にチェック(✓)がありません。

▽原則4月～3月までの連続する期間を記入してください。

ただし、例えば、サービス提供月の2か月遅れで賃金の支払いを行っている場合は、6月～5月までと記入してください。

!この欄が×の場合、「(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法」で記入・選択が必要な欄が記入されていません。

!この欄が×の場合、特定加算を(A)の職員に配分しないのに、その理由が記入されていません。

△比較的新規に開設した事業所で、介護職員間で経験・技能に明らかな差がない場合などに限り、

(A)のグループに職員を設定しないことができます。

ただし、(A)のグループを設定できるに関わらず、特定加算による賃金改善の対象としないことは認められません。

!この欄が×の場合、実施する周知方法が選択されていません。

} 加算取得の要件(ベースアップ加算)

前提として、ベースアップ等に充てた額以外の分についても、賞与や一時金等による賃金改善に充てなければならない

!この欄が×の場合、介護職員について、ベースアップ等2/3以上の要件を満たしていません。

← 内は、66.66%以上(2/3以上)100%以下が必要

!この欄が×の場合、その他の職種について、ベースアップ等2/3以上の要件を満たしていません。

←原則4月～3月までの連続する期間を記入してください。

ただし、例えば、サービス提供月の2か月遅れで賃金の支払いを行っている場合は、6月～5月までと記入してください。

!この欄が×の場合、「(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法」で記入・選択が必要な欄が記入されていません。

※ベースアップ等加算を取得して実施する賃金改善のうち、2/3以上は基本給又は決まって毎月支払われる手当による改善が必要です。

←【重要】「ベースアップ等」に当てはまらない賃金改善(本加算による賃金改善の1/3未満まで)は、この行に記入してください。

また、本加算による賃金改善を全てベースアップ等により行う場合は、この行の「その他」の欄に「全てベースアップ等」と記入してください。

！この欄が×の場合、以下の問題があります。

- ・処遇改善加算のみ取得する場合→全体で1つ以上の取組が選択されていません。
- ・特定加算も取得する場合→6区分のうち3区分のそれぞれ1つ以上の取組が選択されていません。

！この欄が×の場合、以下の問題があります。

- ・処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合→チェックが入っていない項目があります。
- ・処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がない場合→「キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画」以外でチェックが入っていない項目があります。

「×」があれば、該当箇所を修正してください。
「×」のまま提出されても、受付できません。

「×」があれば、該当箇所を修正してください。
「×」のまま提出されても、受付できません。

「×」があれば、該当箇所を修正してください。
「×」のまま提出されても、受付できません。
(特定処遇改善加算を取得しない場合は「×」で可)

「×」があれば、該当箇所を修正してください。
「×」のまま提出されても、受付できません。
(ベースアップ等支援加算を取得しない場合は「×」で可)

「×」があれば、該当箇所を修正してください。
「×」のまま提出されても、受付できません。

「×」があれば、該当箇所を修正してください。
「×」のまま提出されても、受付できません。